通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、日本航空株式会社から、以下のとおりロックアウト(作業所閉鎖)を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和7年11月21日以降

2 場所

日本航空キャビンクルーユニオンの組合員が従事する日本航空株式会社の全職場(別記の都道府県)

3 目的

日本航空キャビンクルーユニオンが年末一時金等の 要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗する ため

令和7年11月13日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別	記							
北	海	道	青	森	県	秋	田	県
千	葉	県	東	京	都	石	JII	県
愛	知	県	大	阪	府	兵	庫	県
島	根	県	岡	Щ	県	広	島	県
Щ	П	県	徳	島	県	香	JII	県

媛 県 知 県 福 県 愛 高 尚 長 崎 県 熊 本 県 大 県 分 宮 鹿 児 島 県 沖 縄 県 崎 県